第５回
新地方分権構想検討委員会

平成１８年３月３０日

○神野委員長

第５回目になりますが、新地方分権構想検討委員会を開催したいと存じます。

皆様には、年度末の何かとお忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、池田委員、井上委員、小幡委員、木村委員、宮脇委員におかれましては、所用につきましてご欠席というご連絡がございました。また、本日は、まだお見えになっていらっしゃいませんが、地方六団体から山出全国市長会の会長がご出席いただけるということになっております。

まず、配付資料でございますけれども、資料１から資料３までございます。ご確認いただければというふうに思っております。

早速でございますけれども、審議に入りたいと思いますが、議事次第の方に書いてございますように、今日のご審議いただく中心のテーマは、「分権型社会の実現に向けた具体的手法について」ということでございます。

前回、３月７日の委員会におきまして、分権社会を実現するための取組みについて、委員の皆様方からご意見をちょうだいいたしまして、ご議論していただいたところでございます。本日の資料としてお配りしております資料３を、ちょっとお目通しいただければと思いますが、この資料３には、これまで皆様方からいただきました意見に前回の意見を加えて、皆様方のご意見をあらあらにまとめたペーパーでございます。前回お約束いたしましたように、これまでの皆様方からいただいたご意見をもとにして、小委員会の方で、今日、熟度の高いものとしてまとめたものを出させていただくというふうにお話し申し上げました。

資料１をごらんいただきたいと思いますが、資料１は、主として資料３の中から、分権型社会を目指すにあたっての背景、目指すべき国と地域社会像・住民生活像、それから目指すべき政府像・地方政府像という部分に関して、パッチワーク的に並べてあった言葉や考え方を、今なぜ地方分権が必要か、それからその目的、意義などは何かというようなことについて、中間報告のテーマであります税財源の充実強化の必要性ということに焦点を当てて、小委員会の方で皆様方のご意見を参考にし、まとめたものでございまして、少し文章化して、皆様のご発言に沿った形で整理をいたしております。

それから、資料２の方ですけれども、ごらんいただければと思いますが、

資料２の方は、資料１を受けて、資料３の中から分権型社会の実現に向けた具体的な手法について、税財政面を中心に、地方税、交付税など各項目ごとに基本的な考え方や方向性ということを小委員会で議論いたしまして、資料１と同様に、一連の流れとして文章化して整理をいたしました。用語とか、表現の仕方とかということについては、統一しておりません。委員の皆様方の表現を尊重した上でまとめて文章化してございますので、小委員会の方で少し並べかえながら、一連の流れとして整理をし直したということでございますので、用語の統一その他はできておりません。その点はご了解をいただければというふうに思います。

本日は、こうした資料をもとにご議論をいただいて、次に中間報告の素案、本当にあらあらの素案を出したいというふうに思っておりますので、その素案につなげるような審議を生産的にしていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局の方から一括して資料について説明をしていただいた後、ご議論をしていただきたいと思いますので、事務局の方から説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

まず、資料３でございますが、これは３月７日の前回の委員会の内容を追加いたした部分にアンダーラインを引っ張っておりますので、ご参照いただければと存じます。

それでは、資料１をご説明させていただきます。

まず、地方分権を推進する意義ということで、戦後、我が国において、中央集権型の画一的な行政運営が行われてきた。

これにより、経済成長を達成し、国民の所得水準も向上したが、精神的なゆとりや心の豊かさを実感できなかったのではないか。

そこで、平成５年の国会決議におきまして、「ゆとりと豊かさ」を実感できる社会づくりを目標として掲げましたが、その後10年余が経過した現在において、「ゆとりと豊かさ」を実感できているのだろうかと。

現在、安全・安心に対する不安が増し、社会問題化が起きている。

さらに、過疎化が進みまして、自然災害が生じる等の問題も起こっている。

社会が危機に陥るとき、人間は将来に対して希望を失うのである。

このようなときに、これは「人間の絆」と「コミュニティ」が崩壊して

いるからであって、これは、我が国では地方分権が進まずに、地方公共団体がそれぞれに多様な地域のニーズに対応した公共サービスを提供していないからではないか。

この「人間の絆」や「コミュニティ」の再生を市場に委ね、あるがままに任せていればよい、というわけにはいかない。

さらに、少子高齢化が進展し、人口減少社会が到来する中、心の充足を感じて、希望と喜びを持って暮らすことのできる成熟した社会が望まれている。

２ページで、そこで、地域社会で人々が相互に共感し合える、自由な社会を支える基盤をもう一度つくり直す必要がある。

つまり、セーフティネットの再構築をすることで、知恵の時代に対応した地域の個性を生かした未来に夢を感じることのできる住民主体の地域づくりを行う必要がある。

改めて、経済成長優先の政策から生活優先の政策へ、国民・国家の目標を転換する必要がある。

とすれば、住民の生活に密着し、住民ニーズに対応したサービスを提供することのできる地方公共団体の果たす役割は、今後、増大していく。

住民が「自分たちのまちは自分たちで決める」ということができるよう、地方の権限・財源を抜本的に充実強化することで地方分権を進める必要がある。「補完性と近接性の原理」いわば「ニア・イズ・ベター」の考え方に基づいて、国と地方の役割分担、都道府県と市町村の役割分担も再整理する必要がある。

世界的に見ましても、政府・国家・地方公共団体といった統治の枠組みそのものの見直しが流れとなっている。

国は、グローバリゼーションの進展する中で、国家間の競争と協調に集中すべきだ。

その際に、国の過剰関与の廃止、あるいは義務づけの廃止、そして地方の自由度を高めていくことが必要だと。

３ページで、そして、こうした地方の役割の増大に見合った地方税財源の充実強化が必要ですと。

まず、地方の歳出規模と税収との間には乖離があって、さらに今申し上げましたような今後の福祉、教育面での地方の役割の増大も踏まえた場合に、一層の地方の税財源の充実強化が必要。

その上で、交付税制度による財源調整機能を発揮させることで、財政力の弱い地方団体に対して対応して、国庫補助負担金は真に必要なものに限定すべきである。

このことが、地方の仕事への国の過剰関与を排除して、創意と工夫を行い、行財政改革につながる。

また、地方交付税については、国から恩恵的に与えられるものではなくて、地方団体の「連帯」と「自立」の精神に基づく、セーフティネットということを明確にすべきだ。

このため、現在のように地方の意見が十分に反映されないまま、地方交付税の総額や地財計画が決定されるのではなくて、実質的に国民の意思と責任に基づいて、地方交付税の総額や地財計画が決定されるシステムに変更する必要がある。

住民自治の充実ということで、こうした地方の関与に関しまして、地方の担う仕事とその費用分担については、住民を基点として決定するということで、地方交付税などだけでなくて、国と地方に関わる行財政全般に関する政策立案に、地方が参画すべきではないか。

あわせて、各地方団体レベルでの行政運営についても、主権者たる住民が一層行政と向かい合って、協働し、納得しながら進める仕組みとすべき。

したがって、地方財政の健全化を進めるにあたっても、市場や国家による規律より以前に、住民による規律と責任を重視すべき。さらに、情報公開も徹底すべきと。

４ページで、この第二期改革は、真の民主主義を実現するための改革と位置づけるべき。

こうした取組みを、行政だけでなく国民・国家とともに推進するためには、第二期改革を推進するための新しい法律を制定すべきではないかと。

次に、資料２でございます。

１ページ、地方税の充実強化でございます。

まず、基本的考え方、国・地方を通じた税制度全般の抜本的な見直しを行うにあたって、地方が担う事務と責任に見合うよう、国と地方の税源配分を、まずは５：５、将来的には４：６となるように見直しをすべきと。

その際に、少子高齢社会を迎えるにあたって、地方で対人社会サービスという行政需要が増大して、このサービスを、現在の国と地方の役割分担にとどまらず、地方が積極的に担うということも視野に入れるべき。

特に、消費税については、耐震サービスに対応した税ということから、国と地方が等しく分け合うことが必要。

地方税の税目の内訳としては、日本の地方税は、居住地課税の比重が低く、法人所得課税の比重が高い。

この居住地課税のウエイトの低さは、住民の受益と負担の関係が断ち切られやすく、責任が不明確になりやすい。

法人課税のウエイトが高いが、これは、主として法人が企業活動を行うためのインフラ整備に対応するための財源、また、高度経済成長期に、企業誘致を行って税源涵養のためのインセンティブとして重要であったということに起因する。

法人も、もちろん地域社会の一員であり、行政サービスに対する応分の負担は必要であるが、行政需要は住民生活に密着したものに変化をしており、大規模立地型の企業が少なくなる中で、財政も安定成長期に入っている。

こうした中で、福祉、教育など、今後増大する地方の担う対人サービスと応益的に対応する消費税の充実強化が必要。

あわせて、個人住民税の一層の充実強化も必要。

これによって、地方交付税に依存しない地方公共団体の住民を増やして、将来的には国民の過半数が地方交付税に頼らず生活していける社会とすべきではないか。

(2)で、方向性といたしまして、消費税と地方消費税の割合を４：１から2.5：2.5にする。個人住民税所得割をさらに３％、10％から上乗せをしまして、所得税から住民税に税源移譲する。

地方税は、地域偏在性が比較的少ない税目構成とし、地方交付税は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにし、これにより国税と地方税の割合を50：50とすると。

地方交付税の改革、○を２つ飛ばしまして、地方交付税は、法令等や補助金による歳出や実施の義務づけに対する財源保障を行っておりますので、その一般財源としての本来の機能というのを十分に果たすことができていないという現状にあり、さらに個別の地方団体を見ても、全く財政的な余裕はない。地財計画に盛り込まれた歳出は、ミクロベースでは一部基準財政需要額に盛り込まれない。あるいは、税収の多寡に応じて財政力の格差が生じるというような仕組みになっておりますので、近年、地方財政計画

が圧縮される中で、地方団体間での財政力の格差が拡大している。

地方交付税の財源保障機能の縮小や地財計画の圧縮について主張するのであれば、まずは国の過剰関与の廃止・縮減、あるいは義務づけの見直しから行うべきであることは、制度の仕組み上、当然のことである。これを行わずして、マクロ的に圧縮することは、地方の自由度を小さくし、地方自治行政を専ら国の代理人としての任務に押し込み、分権自治に反し、さらに住民生活の悪化を招く。

また需要額の算定の複雑さが制度の透明性を阻害しているとの批判もあるが、これは国による義務づけや関与を排除することによる必要がある。

加えて、地方団体間の財政力格差がある中で、交付税全体が圧縮されると、十分な財源調整機能が働かないということにもなる。

そもそも、地方交付税は、地域社会の存立基盤を維持し、国で定めた一定水準の行政サービスを、国民が全国どこでも生活して享受できるようにするためのものであって、国の財源ではないという意味で、地方の固有財源であり、また、地方団体全体で共有している財源である。

したがって、その交付税の「連帯」と「自立」のセーフティネットであることを、制度上明確化させる必要がある。

そのために、交付税が、国から地方へ恩恵的に交付されるものではなくて、また国民から国の財布への「入口」までは税でありますが、国の財布から地方の財布へ、この「出口」では「税」という表現にはなじまない性格のものであることから、名称を変更すべきではないか。

あわせて、国から自立した財源として交付税を認識するためには、まず地方交付税の法定税率の変更等で、財源不足額を解消した上で、その後は、毎年度行っている国による特例加算や、負担が不明確な特別会計による借入れ等は行わないこととすべきではないかと。

なお、税源移譲による地方税の充実に伴い、地方交付税の総額は減少し、一方で地域間の税源の偏在が避けられない中、地方交付税の財源調整機能はますます重要である。

最後に、交付税のあり方を考える際に、特に中山間地域が、そこに書いてございますような機能あるいは施設を受け入れていることに配慮し、中山間地域と都市部とを含めて、国土全体が一体となって国家（「くに」）を形成しているということを十分踏まえるべきである。

また、交付税が地方団体の権限にふさわしい財源保障を行うことによる、

国家統治のための機能を有していることも留意すべきである。

なお、交付税制度が何を実質的に保障するのかを議論すべきではないかとの意見もございます。

５ページの方向性でございますが、名称を「地方共有税調整金」、入口が「共有税」、出口が「調整金」に変更して、国の一般会計を通さずに、特別会計に直接繰り入れをして、現在の財源不足の解消を、まずは法定率の変更、アップを行うとともに、必要に応じて地方税法に定める税率の変更も行うことによって解消すると。そして、その後には、３～５年に一度、同じような作業を行いまして、その他の年度は、財源不足があれば地方団体が自ら借金、地方債を発行することで対応するか、あるいは景気がいいときに少し貯金をしておりますような形で基金を設けまして、その基金で調整をするということです。

なお、ここで書きましたことは税源移譲、あるいは後ほど述べます地方が内政の政策立案に参加する地方行財政会議の設置等が同時に行われることが必要である。

６ページは、今申し上げましたことを絵にして、上段が現行制度で、下段が見直し案ということでお示ししたものでございます。

７ページは、国庫補助負担金の見直しということで、これは考え方がまだ十分議論されておられませんので、整理もされておられませんので、お考えを羅列的に記述したものでございます。

まず、分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化し、国庫補助負担金を廃止して、一般財源化すべき。

奨励補助金は、原則として廃止（一般財源化）すべき。

普遍的・経常的に行われる施設整備に係る国庫補助負担金については、原則廃止（一般財源化）。

地財法第10条の経常的な国庫負担金については、生活保護等、真に国が義務的に負担を負うべきと考えられる分野に限定すべき。

公共事業等投資的な国庫補助負担金に関しては、地域偏在が少なく住民に身近な事業については廃止（一般財源化）。

単なる国庫補助負担率のカットは、負担転嫁に過ぎず、これまでのものは、完全廃止するか、本来の姿に戻すべき。

廃止を行う一方で、同一類似の目的・内容を有するものを創設することは認めるべきではない。

以上の考え方で、補助負担金の廃止による整理を行って、その数を当面、半減させるということを目標にしてはどうか。

加えて、直轄負担金につきましては、廃止すべきであり、管理主体が負担すべき維持管理費について、これも地方への負担は廃止すべき。

なお、国庫補助金は全廃して、国から地方に対しては法定受託事務についての委託費のみとすべきではないかとのご意見もございました。

８ページで、財政規律を促す規制の強化ということで、これは破綻法制という議論がされておられますことに対する少し対応したものでございまして、まず18年度現在で、地方団体の財政規律を促す規制ということでは、地方債の協議制度と財政再建制度とございます。

この財政再建団体の基準は、普通会計ベースで、それ以外の会計等との関係が薄く、ストック等との連関もなく、地方団体の１年間の資金収支のフローの観点からだけとらえたものだと。

これは、全体の財政状況を正確にとらえたものとなっていない。

また、再建団体の基準が普通会計決算における実質収支赤字の標準財政規模に対する割合であり、起債発行額や基金との関係で水準が動きますので、財政水準がよい場合でも、財政が逼迫していることもある。

貸し手責任を問うことでといった議論もございますが、そうしますと市場からそれだけでより高い金利設定を求められる可能性があり、住民負担増につながりまして、小規模市町村等では必要な社会資本整備が困難になります。

こうしたことから、むしろ少なくとも税を本来の償還財源とする地方債については、財政運営への規制を強化することで財政悪化を避け、それを通じてデフォルトを避ける方が望ましい。

その一方で、対象事業に係る債務の償還に税金を投入することが想定されず、受益者負担を償還財源とする地方債については、慎重に制度設計をし、貸し手責任を問うことも検討に値する。

市場による規律や国による関与・規律よりも住民による規律を強化することで、地方における民主主義の発揮に資するべきではないか。

議会による監視等による再建を進めていくべきではないか。

そして、最終的には、首長、議会、住民が責任をとるという制度にすべきではないか。

また、地方債協議制度も早期の是正措置としてカバーできている範囲が

限定的ですので、この早期是正措置の充実強化を図る必要がある。

なお、財政指標の見直しにあたっては二重予算とすることや企業会計や外郭団体の負債などの影響を考慮した財政指標とするなど、行財政運営の実態が表れる財政指標とすべきではないか。

また、これらの見直しは、歳入・歳出面での地方の自由度を高めることが前提ではないか。

同様に、普通会計での財政指標をより透明性の高い財政指標に設定すべき。

協議制における許可団体への移行や、さらには起債の制限に加えて、財政指標や財政再建の手法などの面で、早期是正措置の充実強化を図り、早期に財政規律が働く仕組みを構築する。そのため、二重予算化や第三セクターとの情報公開を進める。

首長、議会及び住民の責任を問うために、直接請求制度や住民監査請求制度を住民が一層活用しやすい仕組みとするとともに、住民サービスのカットや地方税の増税等の住民負担を仕組みとして内蔵させる。

債権者に貸し手責任を問う制度は、税を償還財源とする地方債については不要であるが、受益者負担を償還財源とする地方債については、慎重に制度設計を行う。

このような民主的統制をバックアップするための立法措置としての立法的統制を行う。裁判所による関与としての司法的統制は行うべきではない。

（仮）地方行財政会議の設置。

基本的な考え方といたしましては、自由と責任を拡大する上で、地財計画や交付税制度、あるいは地方が担う事務やその内容について、地方が関与する包括的な場の設定が必要です。

地財審や現行地制調では若干不十分な点がある。

「国と地方の協議の場」も十分とは言い難い。

地方分権一括法で、国と地方の関係を「対等・協力」にいたしましたので、地方団体が自ら決定して、責任を負うことを明確化させるという意味で、国と地方が共同のテーブルに着きまして、政府内に地方の代表者が参画する形でシステムを法定することが必要なのではないか。

方向性といたしまして、内政の政策立案に関し、政府内に地方の代表者が参画する新たな機関を法律により設置する。

（仮）地方行財政会議。

以下の事項につきまして、国と地方の代表者が協議し、政策の合意・形成を行う。

次に、11ページは、国・地方を通じた行財政改革の推進ということで、これは経済財政諮問会議などでプライマリーバランス論が行われておりますことに対する、少し考え方の整理でございまして、地方は国を上回る歳出削減・人員削減の努力を行っていまして、今後も給与の適正化等歳出の見直しを行って、財政再建を一層進める。

国の財政再建のために、地方がより一層努力すべきとの論があるが、国・地方両者ともに歳出削減の努力を行うことが必要であり、地方の努力の成果が国のプライマリーバランスの成果につながるのは、単なる国の赤字の地方へのつけ回しである。

そもそも、国は、経済・財政政策、金融政策等を行うことができ、赤字国債の発行や日銀を通した通貨の発行は可能であり、プライマリーバランス論で国と地方を同列に扱うことには無理がある。

また、地方交付税は、法令等による義務づけや関与に関する財源保障を行っており、国と地方の財政は一体のものとして複雑に絡み合っており、国と地方のプライマリーバランスを分離して考えて、別々に改善目標を立てることにも無理がある。

したがって、こうした義務づけや関与を見直すことなく、地方交付税を削減することは、住民に対する十分なサービスを提供できない事態を招き、住民の納得を得られない。

交付税の算定の簡素化についても同様、義務づけ・関与の見直しの議論を優先させるべきである。

住民や地方公共団体にとってわかりやすい形で議論を進めていくことが必要である。

そこで、まずは、国と地方の役割分担を明確化させた上で、国の過剰関与の廃止・縮減、あるいは義務づけの見直しを行うということとあわせて、国と地方の二重行政について、地方への集約を図る。

さらに、その上で、国の出先機関の地方への移管も行うべきだと。

その上で、地方団体がこれまで廃止を求めている国庫補助負担金のうち未だ整理されていないものについて、まず廃止すべきと。その際、必要な税源等の移譲を行う。

地方としては、個別団体の事情や利害を超えて、地方税、地方交付税、

国庫補助負担金の順に必要な財源である、ということを明確に示すべきではないか。

最後に、13ページ、（仮）新・地方分権推進法の制定。

三位一体の改革は、画期的なものであり、しかし、地方分権の理念に沿わない内容もあった。

未だ税収面で地方分権は未完であり、また過剰関与や義務づけという点も実現されておりませんし、さらに、今後、地方の役割が増大していく福祉、教育面での対人サービスに関して、財源・権限面で地方がどう対応していくかということについても議論が必要。

今後の改革については、一期改革を踏まえつつも、地方の役割が増大していく中で、地方分権の理念を再構築した上で、地方分権を着実に推進していく必要があり、そのための改革の根拠を法的に明確化し、住民・国会と広く共有することで、安定的・継続的な取組みを可能とすることが必要ということで、方向性といたしまして、新・地方分権推進法を制定し、地方分権の基本理念、計画の策定、また二期改革推進のための組織等を内容としてはどうかということでございます。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ご意見をお伺いしたいと思いますが、むしろ最初に私が、最近のこの委員会が検討すべき課題をめぐる動きとしてご紹介しておけばよかったのですが、お手元に、番号がついていなくて後でお配りいたしました「歳入歳出一体改革について」というのがあるかと思います。これは、昨日、竹中総務大臣が経済財政諮問会議に提出された資料のようでございますので、後でご説明していただいてもいいのですが、ここでのご議論に関連するかもしれませんので、ちょっと簡単にご説明だけ。

○中川全国知事会事務総長

それでは、私の方から簡単にご説明いたします。

経済財政諮問会議につきましては、後日、議事録が公表されますが、まだ昨日のものは公表されておりませんので、その説明ぶりその他については承知いたしておりませんが、この資料についてのご説明を簡単に申し上げます。

１ページをお開きいただきたいと思いますが、「国・地方のＰＢの改善

実績」という表がございます。2002年と2006年を比べた棒グラフがございまして、2002年から2006年を比較しますと、13.4兆円の改善が行われている、なお14.4兆円の赤字になっている、こういう棒グラフでございます。

その13.4兆円の改善幅を、国と地方に分けて比較いたしますと、国については歳入が4.8のプラス、歳出がマイナス2.0、地方はプラス2.3とマイナス4.4、こういう結果が効果を発揮いたしまして、右の方にございますように、国は6.8兆円、地方は6.7兆円、計13.4兆円の改善が行われたというものでございます。

なお、歳出面での改善幅の内訳が、その点線の中に入っております４項目について、そういう数字になっているということでございます。

その下の四角の囲みの中の３つ目にございますように、地方の改善幅6.7兆円の約半分に相当する3.6兆円について、2002年から2006年に比較して、地方交付税が減額されたという事実がございます。

そして、Ⅱ番以下が、歳出改革の政策選択と国・地方のプライマリーバランス改善の2011年の時点におきますイメージというものでございます。

これにつきましては、まず縦に名目成長率を３％と４％と２様に置き、右の方にケースＡからケースＤまで、それぞれ「改革継続」、「緩やかな改革」、「現状維持」、「改革後退」、その具体的な内容は、そこの下に記述のとおりでございます。これをそれぞれ置きますと、歳出については、右のグラフにありますように、Ｄ、Ｃを除いて引き続き減少していく。歳入については、経済成長に応じて増加するという関係にあるわけでございまして、ケースＡの下のところをごらんいただきますと、ケースＡ、４％で参りますと、国においてはなお2011年で４兆円の赤字、地方においては13兆円の黒字、国・地方を合わせて計９兆円の黒という数字になっているものでございます。

続きまして、３ページをごらんいただきたいと思いますが、この３ページについては、今ごらんいただきましたそれぞれのケースごとの国・地方のうち地方の改善額から、2006年のプライマリーバランスの黒字額２兆円を引いた数字が上段に掲げられております。つまり、2006から2011年までの比較をした上でのプライマリーバランスの改善額というものでございます。そして、下段はその半分程度の数字が上がっておりまして、この半分程度の数字というのは、先ほど１ページの下の四角の中に入っております地方交付税が減額された6.7兆円比較の約半分という想定をした上で、この

数字が置かれているというように理解ができると思います。この３ページの表のタイトルといいますか、表頭に「地方交付税の改革」とありますように、これまでの実績からして11兆円の改革改善が行われる場合には、６兆円の減額が、今までの例でいうならば考えられるというように理解ができるのではなかろうかと思います。

また、４ページには「分権ビジョンと地方財政について」という部分がございますし、また５ページには「不交付団体について」ということで、不交付団体について、現在の団体数と、それから20万人以上の団体数、そしてそれに応じた人口比、これを実施するための必要税源移譲額というものが、それぞれ当面の目標、Ⅰ段階、Ⅱ段階、Ⅲ段階、それぞれに分かれて記述がされているものでございます。

なお、３ページのこの表を受けて、一部の新聞では６兆円の減が可能であるという報道がなされているのはご承知のとおりでございます。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

特にご質問がなければ、ご議論の中で念頭に置いていただければというふうに存じます。

それでは、私ども小委員会の方で、皆様方のご意見を並べかえたのが資料１、２ということになっておりますが、あくまでもこれは、先ほどから繰り返すようでございますが、皆様のご発言をなるべく尊重して、そのまま生かして並べかえただけでございますので、少し用語の統一ができていないというようなこともあるかと思います。それはそういうことでございますので、ご理解いただければと思います。

したがいまして、今日はこれをめぐって、追加すべき論点とか、あるいは削除すべきお話とか、あるいはこれは誤解だとかというようなことがございましたら、ご意見をいただければというふうに存じます。全体を通じてで構いませんが、ご意見をちょうだいできればと思います。いかがでございましょうか。

市長会長、せっかくご臨席いただいておりますので、何かいただければと思いますが。

○山出全国市長会長

それでは、せっかくでございますので。

この竹中ペーパーに基づいた今朝の一部報道でございますけれども、いろいろな前提条件というのはあったのだろうと思いますが、前提条件が捨象されて、見出しだけで見ますと、地方にゆとりがあって交付税を落とせばいいんだと、そういうふうな受けとめ方をされますので、私としてはいささか不満であると、こう申し上げておきたいと思います。そういう意味でこの竹中ペーパーの扱いも、私は慎重であってほしかったという率直な感想を持っておるということを申し上げておきたいと思います。

今、地方は決して楽ではありませんし、私は、地方は真面目にやっておるということをまず言いたいわけでございまして、社会情勢が変わってまいりましたので、経費の中身からいいますと扶助費、扶助費の中身は医療費だと申し上げておきたいと思いますが、これがどんどん増えていく。それからもう一つは、景気対策に呼応した地方の公債償還費でありまして、これが多くたまっていると。

私がここでぜひ申し上げたいことは、この景気対策をやりましたときに、国のお役人が地方に求めたことは、地方も協力をしてくれと、これはもう毎年のように申されたわけでございまして、地方がこれに協力したことは間違いありません。結果として償還費がたまってきたというふうに思っていまして、そういう実態からいたしまして、それぞれ行政改革、財政改革というものはやっておると、私はそう踏まえております。

仮に、一部のところで、いささかそういう努力に欠けるところがあったとしても、私は、総体としますとみんな取組みを始めておるということは間違いございませんし、真面目に取組みを始めたところと、もう一つは、いかようにもしがたい、職員の首を切らざるを得ない、そういう自治体もあると、この実態は申し上げておきたいと思っています。

それぞれに行政・財政改革をいたしてございまして、具体的な中身からいいますと、普通建設単独事業費、これはみんな自治体は減らしてきておるというのが事実でございますし、もう一つはラスパイレス指数、これが一つのメルクマールでありますので、こういうものを落とすための給与の是正と定数の縮減、これはみんなやっておるというふうに思っていまして、ここへ来ましてプライマリーバランスが、国に比べると地方の方が黒字だと。黒字だから交付税を落としてやろう、こういうことになりますと、一生懸命やって、結果として交付税が落とされるという議論になりますと、地方はやる気をなくするというふうに思えてなりません。

私は、地方の改革努力と国の改革努力とを比べてみまして、地方の方がはるかにスピード感を持って対応しておる、こう申し上げたいと思います。この事情といいますのは、国に比べますと、地方の方が体が小さいんです。ですから、私は市長室にいまして、どこでどういう仕事をしているかとか、その仕事の進みぐあいがどうだとか、そこに充てるべき職員はどういうふうにあるべきか、そんなことがみんなわかりますので、極めて柔軟に運用しておるということだけは間違いありません。そういう意味で、私から見ますと、国に比べて地方の改革のスピードははるかに速いと、こう申し上げておきたいと思います。

ここに来て、プライマリーバランスは、地方の方が黒字だから交付税を落としてやれと、こういう論議であります。どだい議論が逆でありまして、交付税を落として不交付団体を増やすというのなら、その前提としたら、やはり税源移譲をすべきだと。税源移譲をしないでおいて、そして交付団体を減らそうというのは、どだい論議が逆だというふうに思えてなりません。やはり税源移譲をすべきであって、国税と地方税の割合を少なくとも５：５にすべきだと、これがまずスタートだというふうに思っていますし、税源移譲をしようといたしますと、その前提として、補助金改革はしなきゃならぬわけでございまして、補助金改革をせずして税源移譲もあり得ない、こういうことになるわけであります。

この間からの三位一体改革の一期改革を見る限りにおきましては、私は国庫補助金改革は十分でなかったと、本当にそう思っています。やはり補助金改革をしなければいかぬ。これをやるということは、今、国に言われております公務員制度改革、このことと裏表でございますし、公務員制度改革をやろうとしたら、やはり三位一体改革はすべきだと。三位一体改革は、公務員制度改革のまさに始点であるし、終点でもあると、私はそんなふうに思えてなりません。

確かに、今回の一期改革は十分ではなかったと。十分でなかった事情は、この委員会でも冒頭にいろいろご議論がございましたけれども、国と地方の役割分担ということについての論議は、十分に深まらなかったということがございまして、結果として財政の議論に終始をして、それが国民の皆さんにわかりにくかったということだろうと思っています。もう一度原点に立ち返って、そしてわかりやすくしなければいけないと思います。

地方交付税という、例えばこの言葉だけ取り上げても、国民の皆さんに

は、地方交付税といったってわかりません。そんな税金があるんだろうと思っているんです。ですから、私はまちの中で市民の皆さまに説明するときには、「固定資産税は皆さんが納めます。市民税も皆さんが納めます。交付税というのは、皆さんが納める税金ではないんです」と、こういう説明をするわけで、こういうことからいきましても、やはりわかりにくい。まして、今、地方交付税の中身が精緻過ぎて、一般には理解し難いと言われるのも当然だろうと思っていまして、もっと国民にわかりやすく説明ができるような仕組みであるべきだなと。

そういう基本を踏まえまして、これから第二期改革に臨むわけでありますが、私は第二期改革に臨むにあたって法律が欲しいというふうに思います。単なる宣言文のような法律では意味をなしませんで、実際に政策を立案し、決定をし、そういうものを実現する、いささか実務に近いような内容も盛り込んだ、そういう法律であってほしいと思っています。

国と地方の、双方が政策を立案し決定する、そのための協議の場といいますか、そういうものを法律の中に位置づけて明記してほしいと思いますし、一期改革の実際の状況を見てまいりまして、補助金改革は不発に終わったというふうに思いますと、国と地方の協議の場というのは確かに開かれまして、その都度この補助金改革について、後で国の関与をなくしよう、また、そういう状況にあるかどうかを検証しようということではあったんですが、一向に進まないということになりますと、補助金改革の検証といいますか、どういう状況にあるのかということを監視する、そういう機能を付与した機関も法律の中に位置づける、そして一期改革の反省を踏まえた上で、本当に実のある二期改革を実現できるように、それを法律で担保するということが私は最低限必要だと、このように思っています。

７項目が記されてございまして、すべてについて私は賛成であります。よろしくお願いします。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、いつもこちらからいっているので、今日は山下委員の方からお願いできますでしょうか。

○山下委員

私は、今ご説明があった中でちょっと１つだけ。細かなところは、いずれ具体的な報告書とか何かになれば、また議論せねばならぬかもしれませ

んが、基本的なところかもしれないと思いまして、資料１番の２ページでございますが、最初の上の方の２つぐらいの丸のあたりなんですけれども、「地域社会で暮らす人々が相互に共感しあえる」とか、あるいは「安全で安心な地域社会を再生し」とか、このこと自体は、私はまさにそのとおりだと思うんですが、もう一つ、現在の日本の国のいろいろな空気のようなことから考えますと、地域社会の中でお互いに共感し合うというだけではなくて、我々が構成しているこの日本という政治共同体、この国土そのものの中で国民がお互いに共感し合い、支え合っていく、その観点を忘れてはいけないと思います。それは、自由な社会を支える基盤であるとも思いますし、また、安全で安心な国をつくるという点でも、これは大事なポイントであると私は思っております。

「共感」という言葉は、英語であれば「シンパシー」ということになるのかと思います。あまり専門家ではありませんが、今さらのごとくアダム・スミスなどを読んでみたわけでありますけれども、あの自由社会についての元根本を最初におっしゃった大学者が、やはり一方で、例えば社会の中で成功した人に対しては、まだ成功していない人たちが、「君はよくやったね」とたたえる、そういうシンパシーを持つ。他方で、幸い成功した人たちは、まだそういう立場にない人たちに対して、恵まれない立場の人たちに対する思いやりを持つ、「あなたたちのおかげで自分は今日がある」という、その気持ちを持つ、そういったことが自由社会を支えるんだという意味のことを「moral sentiment論」、「道徳感情論」と訳されている本の中でもおっしゃっている。これの方が、「諸国民の富」より先にできた本だということを改めて私は勉強いたしまして、自由社会というものは、やはりそういう基盤があってこそ成り立つものであって、その上で競争し合う、それが必要なんだというふうに私は理解しておりますので、その点、ややウエットな言い方で恐縮でございますけれども、ぜひ今のような日本の中にある空気で考えると、そういうことを考えていただきたいなと。そうしないと、社会の中に亀裂が広がっていってしまって、崩壊といいますか、がたがたになっていくおそれを私は感じております。これは、そこだけちょっと気になりまして、申し上げておければと思います。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

では、坪井委員、お願いできますでしょうか。

○坪井委員

２点ほど、思ったことを述べさせていただきます。

１点は、前回、地方交付税という名称はいかがなものか、変えましょうよというのを受けて、こういう形で提案されたことを、私は歓迎いたします。

ただし、この資料２の４ページ、下から３つ目の丸ポツに、「最後に、地方交付税のあり方を考える際には、地方、特に」どうしたこうしたと、幾つも中身がこの辺をちゃんと考慮しましょうねという「配慮し」という点について、私は配慮すべきものなのだろうなとは思いつつも、こういう配慮まで表現し始めると、今の制度とどう違うんですかという話に私はなってしまうのではないかと思うので、交付税のあり方について、ここまで言う必要があるのかなというのは若干疑問に感じます。

もう１点は、これは資料１から２から、ずっと一貫していることなんですけれども、これも１つ、日本語の問題なんですが、「地方公共団体」という言い方を文章にされるにあたっては、総務省の文章なり総務省の方々はそうおっしゃっているし、霞が関でもそれが常識なんでしょうけれども、新聞で地方公共団体という書き方は、最近まずしません。基本的に「自治体」でいいんですね。地方自治体の「地方」もつけずに「自治体」と呼ぶのが我々の書きぶりになってきている中で、「地方公共団体」というものを羅列して並べるというのは、いかにもお書きになっている方がどうなのというふうに思ってしまうという、この２点が感じたことでありまして、方向性については、私は基本的に、全面的に賛成です。

○神野委員長

繰り返すようですが、内容はここで出た議論であり、「公共団体」という言葉もご発言の中で出てきた言葉でありますので、まとめるときにまた気をつけて、留意したいと思います。

榊原委員、お願いできますでしょうか。

○榊原委員

幾つかの会議を欠席したものですから、その議論の経緯を必ずしもフォローしていないところがあるかと思いますけれども、この資料１、２について２点ほど指摘をしたいと思うんです。

まず、資料１の「地方分権を推進する意義」というところの中で、ちょっと１ページから２ページにわたる議論が抽象的に過ぎるなという気がい

たします。社会にいろいろな問題が起こっていることは事実でございますけれども、これは別に地方分権だけが問題ではありませんから、例えば企業の問題とか家族の問題とか、いろいろな問題があるわけでございますから、こういう形で意義というものを言うことが、本当に適切なのかなと、この資料１を受けて感じるわけでございます。それが１点でございます。

ですから、むしろこの書き方みたいなものを、若干変えた方がいいのではないかなというようなことが１つでございます。

それからもう一つは、資料２でございますけれども、こういう流れでいいのかと思いますけれども、今、市長さんが言われましたけれども、実は原点には、国が何をすべきか、地方は何をすべきかというのが、最も根本的な問題としてあるわけでございますね。それが、項目として立っていないですね。ですから、第一期改革の最大の問題は、要するに財源をどうするかとか、お金をどういうふうにするかということになってしまったんですけれども、その基本にある地方の役割、国の役割、そういうことについての議論をまず立てるべきではないかなという気がいたしまして、そういう項目も、やはり具体的手法の中で１項目立てるということが必要ではないかなということでございます。

ちょっと抽象的な言い方になってしまいましたけれども、その２つぐらいの感想を、今持っております。

○神野委員長

ありがとうございます。

むしろ、今のお話であれば、最初の１．のところを抽象的に書かずに、役割とか何とかを。

○榊原委員

そうですね。１．のところで書くというのも一つの考え方だと思いますね。

○神野委員長

ありがとうございます。

それでは、堺屋委員、お願いできますでしょうか。

○堺屋委員

この会議として、本当にこれは報告を出すんですか。これだったら、今までの議論と全く同じで、わざわざ会議をした値打ちがないと思うんですよ。これで、哲学から出すということを何遍も言われていたのに、単なる

財政問題、しかも言い古されたことの繰り返しで、これだったら、この会議をやった理由が全然ないような気がするんですが、いかがでしょうか。非常に驚いた。

○神野委員長

すみません。これは、内容は委員の意見をまとめただけでございますので、素案はまだ出しておりません。

○堺屋委員

まず、「分権型社会の実現に向けた具体的手法」というのは、財政だけに偏っているんですよね。私どもが考えるのは、こういう議論をなぜこの地方自治体の側がしておられるか。ここに書いてあるのは、ずっと言い古されたことで、中央と地方との綱引き合戦だけで、国民にとっては、「またあの人たちが綱引きしておるな」という印象だと思うんです。この中にずっと入っておられる方は、もうそればっかりやっているものだから、これこそ日本の問題だと思われるかもしれませんけれども、第三者的というか、国民的というか、素人の目からいうと、「また地方の役人と中央の役人が綱引きしているな」という感じ以上に何物もないような気がするんですね。

だから、やはり先ほど榊原さんもおっしゃいましたけれども、これからの地方はこういう役割を担っていくんだ、日本の国はこうあるべきだと。ここに「ニア・イズ・ベター」というのが出てくるけれども、これも唐突に出てきまして、なぜ「ニア・イズ・ベター」であり、今まではなぜそれが実現しないで、どんな論理だったのか、そこからやはり話をしないと、「また権限争議か」と言われてしまうと思うんですね。

そこは、私はもう繰り返し申し上げているんですけれども、財政問題に関係する人たちは、非常に皆さんお詳しくて、玄人ですから、もう決まった範囲内での論議を、繰り返し繰り返し闘わせているわけなんですね。それはほとんど今、口論乙駁、出尽くした感じがするんです。私たちが、今、この経済構造を変えようとしているのは、ずっと戦後続いてきた国家主導の観点が、21世紀になった現在、1990年代以降の現実にどう合わなくなっているのか、だからどう変えるということが出発点であるべきです。それを飛び超えて、財政議論だけを繰り返して世間に出すというのは、いかにも恥ずかしいのではないかという気がするんですが、皆さん方はどうなんでしょうね。

この会議の出発点というのは、やはりもう一度地方分権というものの哲学を考えて、それからそれにふさわしい財政問題ということですが、ここに出てきているのは、私たちのもうかなり前からずっと聞かされてきた３分の２の仕事をしている自治体が、３分の１しか財政がないところから、その交付税のあり方とか、役所でいえば課長以下クラスの議論が積み重なっているんですね。これは、どうなんでしょう。例えば財務省に向けておっしゃるのにはいいかもしれませんけれども、国民全体に対して、これからの自治体はこういう心構えでこういう機能を持っていくからこうだということを、やはり明確に段取りづけてすべきではないか。いきなりこの財政問題で、そのまくら言葉だけお経のようについているというのは、役人がつくる文章はいつもそうなんですけれども、いかがなものでしょうかね。これが一番、私の疑問でございまして、この会議では６月までにでも哲学の議論はするんだというところから始まったと思うんですが、いかがなものですかね。

○神野委員長

ありがとうございます。

もちろん、問題提起をされた問題については、１年間かかって議論するということは申し上げましたけれども……

○榊原委員

６月までに必ず入れるという話だったと思うんですね。

○神野委員長

それは、だから今おっしゃったように、抽象的というふうに榊原委員からご指摘がいったところに、私どもとしては意見が出たことについてをまとめたというふうに思っております。

小西委員、お願いできますか。

○小西委員

私は、小委員会の委員の方でもありますので、このペーパーについて、特に資料２については、ごく些細な文言ですので、今ここで申し上げるまでもないと思いますので、今、堺屋委員がおっしゃったことについてだけ、一言申し上げたいと思います。

これは私の私見で、別に小委員会としての見解でも何でもないんですけれども、６月の基本方針を決める場ですので、その基本方針を決めるにあたって、この昨日の竹中大臣の資料もそうですけれども、いろいろ動く中

で、この委員会として何か意見を言いたいということになると、確かに対財務省に対して提出する資料のような、そういう意味では堺屋委員がおっしゃるようなことで言えば、私はその言葉が適切かどうかわかりませんが、課長以下のクラスが考えるようなものと言われると、そのご指摘は、課長以下かどうかは別としまして、局長も多分関心はあるんだろうと思いますけれども、率直にそのことは、確かにそのとおりだなという。

しかし、そうすると、この資料２は資料２として求められているものであるということはご理解いただきたいと思いますが、もっとほかの議論をしないと、国民に対して一切アピールしないのではないのかということについては、率直に、確かにそのとおりであるというふうに受け止めさせていただきたいと思います。別に、私は委員長ではありませんが、関わった者として、確かにそのとおりだというふうに、私は今、理解しましたので、とりあえずそのことを申し上げます。

○神野委員長

続いて、工藤委員、お願いできますか。

○工藤委員

ちょっと３回、会議を欠席してすみませんでした。だから、会議の議論についていけないで、ちょっと変なことを言ってしまうかもしれませんけれども、許してください。

それで、ちょっと聞いて、実を言うとかなりまとまっていましたもので、驚きました。驚いたというのは、僕が考えている考え方と、かなり違うなという感じで、そのギャップをこれからいろいろな形で埋めていけるかなというふうに思っているんですが、結果として、行財政会議、国と地方と何か協議をするという、ここは賛成です。それ以外に関しては、かなりの点でちょっと違うなと。

どこが違うかという話なんですが、やはり行財政サービスが今後非常に重要になるから、税財源の充実を図らなければいけないというトーンが強過ぎます。強過ぎるというのは、やはり今、有権者は、さっきどなたかが言っていましたけれども、私は北川さんと一緒にいろいろなことをやってきたんですが、まず辺境の地理が日本の改革者になると非常に期待したんですが、最近は地方自治体を見ていて、これは抵抗勢力ではないかという見方がやはり結構あるんですね。それは、僕たちがＮＰＯ活動をしていろいろな人と議論しているときに、地方自治体の役割が、ある意味で昔の金

融業界がやったみたいなイメージを、なかなか払拭できていない。

今、有権者が一番関心があるのは、間違いなく少子高齢化とか、いろいろなことを含めて大増税の時代に入ってくるだろうと。それに対して、かなり効率的な社会をつくりながら、一方で生産性を上げなければいけないんですが、それをどのように増税ということを引き締めていくんだということを考えていく。つまり、それはもっと身近な政府で、身近な地方自治体で、効率的な地方自治体を求めている、そこに住民が参加していくということなんですが、これを読んでいると、さっきの説明だけを見ていると、やはり消費税はちょっと担保しておきたいよ、下さいよと。僕たちは、消費税は10％、15％増税するということはもうわかり切っているというか、それをとめるために大きな歳出・歳入改革で決定を見なければいけないというときに、やはり有権者にそういう色、つまり分捕り合いのイメージを与えかねないという感じが非常に残念だという感じがしたわけですね。

もう一つ、やはり行財政サービスが増えていきながら、サービスが増えて、その財源が増えなければいけないという色が強いもので、やはり僕が出ている理由が何なのかわからないのですけれども、ＮＰＯという問題、つまりパブリック・セクターをやはり民が担っていくという大きな流れが、今始まっているわけですね。それは、このペーパーを見ていると、多分ＮＰＯをあまり理解していない人が書いていまして、ＮＰＯは行政の下請ではないんですよ。僕たちがパブリックを担うんですよ、行政にかわって。そういうような形の動きを始めるために、僕たちもそういう運動をしていますし、僕達はパブリックでローカルの政治の評価まで今やっていくという段階に入ってきているわけです。

この前、北海道の自立戦略のために、北海道の有識者と本当に議論して戦略づくりをしたときに、本当に北海道の人たちがこういう議論を待っていたという、つまりみんなが地方の再生について動き始めているときに、やはり単なる行財政依存というか、そういうふうな形の流れは、言葉的な問題かもしれないけれども、非常に誤解を招くと。

それから、僕は冒頭に１回目のとき発言したんですが、やはり自立とは何なのかということを考えた場合は、自立というのは、その税財源の移譲はいいんですが、結局そこで税収が具体的に増えなければいけないわけですね。三位一体改革の大きな教訓というのは、あそこまで住民税のやつはやったんですが、基本的に各地方自治体がでこぼこだということがはっき

りしてきたわけですね。つまり、国対地方という議論の積み重ねの闘い方が、ちょっと難しくなってきたなと。それを難しくてもまとめたという評価はできるかもしれませんけれども、例えばあれは損得勘定で、全部の自治体の結果を出してもらえばいいんですね。ほとんどが、多分、この前の三位一体改革でマイナスになっているだろうと。つまり、制度を移しても、その地域が生産性を上げ、経済を立て直し、人を集め、同じようなことが全部問われるんですね、これからの地方自治体は。

つまり、これは何を言うかというと、経営ということですね。自治というのは経営であり、経営できるような形にしてほしい。そのために、国の制度の見直しをしなければならない。その経営の方向がもし身近だということであれば、市町村と都道府県の二層性の問題についても、当然、議論しなければいけないだろうと。つまり、大きなシステムの変容が今問われている中で、日本が大きな変革期に入っているというところを、僕は地方六団体のこちら側がもっと前向きに攻めていって、国に「ちょっとあんたたちはこういう議論ができないだろう」ぐらいまで攻めるということを非常に期待していたということなんです。

ただ、ひょっとしたら、僕が出ていないので、ちょっと入っているかもしれません。ということもありますけれども、一応、そういうふうに感じたということだけ言わせてもらいました。

○神野委員長

ありがとうございます。

今のご指摘は非常に重要なので、我々は、今のお話で言うと増税というようなニュアンスではなくて、おっしゃったように身近なところで住民が参加して、これは税でやりますか、あるいは場合によってはＮＰＯというか、共同組織に参加してやりますかというようなことを決められるようなということを、これは先ほど言いましたように、だれか書き手があって書いているわけではなくて、意見をみんなまとめているので、そういう意見は、私などは、実は重要で入れたいと思っているところなので、今わかればあれですけれども、そうでなければ後ほどで結構ですので、入れてくださいということでございます。

○工藤委員

では、メモか何かで。はい、わかりました。

○神野委員長

北川委員、お願いいたします。

○北川委員

大政治をやるという意味合いの乾坤一擲というのは、もうぜひ私も必要だとは思います。そこで、市長会の会長さんもおっしゃいましたが、今までそういう先駆的な首長なり地方自治体の皆さん方の個人的な大変な努力によって、ある意味で三位一体も、あるいは分権推進法も進んできたという嫌いがあると思いますね。いざここまで来まして、やはりそういうことを、僕はこの六団体がこぞってギアチェンジといいますか、そういうチャンスがやっと皆さん方のご努力によって生まれてきていると思うんですね。

したがって、前のときに申し上げたのは、この地方行財政会議の設置というパブリックに、あるいは場合によっては法的にそれを担保し得るようなものをつくって、そしてここで、坪井さんのところにも書かれていたけれども、義務教育費などというのは、やはり反対は圧倒的に地方の自治体では多いのではないかと揶揄されるがごとくなんですね。それが僕は大勢だと思うんですよ。だから、そういうことに本当に地方六団体が立ち上がれるかどうかという強い決意は、こういうシステムが整っていないと、今までどおり絵にかいたもちで、お願いしますというような、たわけたことになる可能性が僕はあると思いますから、ここの５の「（仮）地方財政会議の設置」と７の「（仮）新地方分権推進法の制定」というところで、やはりもう体系立って全面的に攻め入れるような、個人のご努力とかセンスに任すということを超えて、その方たちが引っ張っていきやすいような雰囲気で、この会議はまとめていただけたらなというのが１つでございます。したがって、物事を決めていくときに、理論的に決めていくのと、形ですね、いわゆる地方が中央に陳情、お願いというようなことの形から、対等な場面というものをつくり出すということの作業というのは、こういった政策理論を詰めるのと全く同じほど重要な意味があるというような感じがいたします。

さらに、もう一つスピードということで、具体性ですね。いわゆる工程表といいますか、マニフェストというか、明確な事柄の限定とあわせまして、いつ幾日までに何々をやるという具体性が、これからこの作業を通じて書き込まれていけば、非常にいいのではないかというふうな感じがいたします。

したがって、中央と地方の陳情合戦になり、あるいは綱引き合戦のよう

なイメージというのは、総対的なことでやむを得ないところはありますが、私は絶対的な地方六団体も本当にここでしっかり頑張らないと、だれも相手にしませんよというところへの促しも、こういうところへは、我々も頑張って発言する以上は、そのような地方自治体が恥ずかしくない対応はとれるようにという六団体のトップの皆さん方の見識が、全体の3,200近い地方自治団体に届くような、そういう提言になればなということも期待をいたしたいと、そう思っています。

したがって、この会議の場所の設置などと、もう一つは推進法ですね。こういったことを、いろいろな理論とあわせまして明確に書き込んで、プライオリティを上げていただくようなことになればなというのを、素直にちょっと思わせていただいたところでございます。

○神野委員長

ありがとうございました。

また北川委員のところにもお伺いして、ちょっと時間の関係もございますので、少しその辺を詰めるような形に進めさせていただければというふうに思っております。

それでは、大森委員、お願いできますでしょうか。

○大森委員

ちょっと私もこのところ欠席続きで、ご無礼いたしました。

今日、久々に小委員会に出てきまして、このペーパーを初めて見たものですから、あまり細かいことは言えないんですけれども、私の今までの体験でいうと、先ほど堺屋さんがおっしゃっているように、日本国政府というのは所管課のことだと私は思っていまして、所管課が動かない限り、簡単に動けないんです。今回の第一期の三位一体改革がこれほどのことになったのは、所管課なんです、問題は。

したがって、堺屋太一さんの議論は私も基本的に賛成ですけれども、その議論をやったら、全部、所管課は喜ぶ。所管課が一番嫌なことで、どうやって実現するかというふうに考えない限り、これは成功しないです。

そうすると、手は１つしかないんです。つまり、六団体は、国会と国会議員とともに大きな改革に踏み切っていくという戦略に立たない限り、絶対、日本のかたい官僚制を打破することはできない。官僚制を打破することについて言うと、多分、堺屋さんと私は同じだと思うんですけれども、問題はどういうふうな形でやっていくかですが、現在の時点の判断で言う

と、これは当たっているかどうかわかりませんけれども、今まで経済財政諮問会議を中心にして、いろいろな改革を打ち込んできましたのですけれども、この手法は、私は小泉さんが終わったら、会議はシステムとして残りますけれども、変わるのではないかと。

ですから、仮に今までの小泉さんがとってきている手法の中にのって、もう一方、ここを固めるとすると、少なくとも政治としてはラストチャンスだと私は見ていましたので、大きな議論もいいんです。大きな議論も堂々とやっていいと思うんですけれども、今回確実に第二期の改革を仕込んでいくというためには、どういうふうに物を考えて、どういう物を言えばいいかというのが、やはり現段階で一番大事な判断ではないかと私は考えていまして、今回出たペーパーだけで、この言い方でどういうふうに説得力があるかどうかは、多分いろいろご議論があってもしかるべきだと思っているんですけれども、私は今のところそういう判断をしていまして、何としてでもまとめていって、「骨太方針」に持ち込むべきだと。そうでない限り、多分、局面が大きく変わってしまう。変わってしまった後どんな議論をしても、簡単には戻せなくなるのではないかと、そちらの方をちょっと私は心配しているものですから、私は課長さんを侮っていませんで、彼らが最強だと思っていますので、これとどうやって戦うかというのは、６年間やってしみじみ、どうやったらこの連中を改革できるかということですので、何としてもそれをやってみたいと思っています。

それから、小さいことで幾つか気になることがあるんですけれども、先ほど言葉の問題が出たんですけれども、この中に幾つか「国家」とつく言葉が出てきまして、これは要注意ではないかと思っています。ですから、「国家統治」とか「国家的政策」とか、何となく国の役人が使いたくなるような用語をあまり使わない方がいいなと。用語についてきちっと精査をして、一貫して物を言った方がいいのではないかと、それが１つです。

それから、実は先ほど指摘しました国会や国会議員とともに改革を推進していく上では、１つ今回提案する幾つかの重要な会議、共同の場ですけれども、広く言うと、これは国会の立法権に少し接近するというか、若干近づく議論をしていますので、その点についてこういう物言いでいいのか、もう少し配慮をきかせながら、そこと共同戦線が張れるような言い方をとった方がいいのかという、若干そういう感じが私はしています。

それから、国庫補助負担金は、これこそ大変なものですから、一体、国

庫補助負担金を裏づけている個別法をどの程度直せるのか。霞が関の所管課は、個別法を直さなくて全部始末をつけられると思っていますものですから、ですから国庫補助負担金を攻めていくときに、個別法の改革まで持ち込めるかどうかというのは勝負なものですから、これを突破できるような手法はどこにあるだろうかと。そうすると、やはり外から攻めていかない限り、中からの自己改善というのは、私は簡単ではないと思っていますので、何としてでもそこのところを、何かうまい工夫がないかなというふうに思っていまして、もう少し強めてもいいかなという感じがしています。

ちょっと抽象的ですけれども、そんなことです。

○神野委員長

ありがとうございます。

赤崎委員、お願いできますでしょうか。

○赤崎委員

取りまとめられた内容については、基本的に賛成であります。

私は、２０年間市長として直接地方行政を担当し、地方財政を運営してきましたが、その間に強く感じてきたことについて２～３申し上げます。

先ず、資料２の「地方税の充実強化」ということについてでありますが、住民と直結し、住民生活に直面している市町村が担うべき役割は、今後ますます重要になり、又、増大していくと思います。

それに応えていくためには、先ず、市町村に対して実態に合った税源配分をする一方、国の関与を可能な限り廃止するなどして、地方が自ら責任をもてる仕組みにすることが必要である。

国は現在、「小さな政府」に向けた改革をすすめておりますが、先程申し上げた通り、地方自治体は直接住民と向き合い、住民生活に欠くことのできない行政サービスを提供しておりますので、合理性や効率性を追求することは勿論でありますが、何よりも大事なことは、市町村が提供しなければならない行政サービスにふさわしい規模と能力を確保することであります。

また、社会経済状況や住民生活が多様化し、少子高齢化が進行することなどを背景に、住民の方々の市町村行政に対する期待と必要性は、今後ますます増大するものと思います。

また、新たに発生する行政需要に対しては、先ず、地方自治体が対応することになるので、それに十分に応えられるための財源も税として、まず地方自治体に配分されるべきである。

次に、資料２の「地方交付税の改革」についてであるが、私は、地方交付税の改革の前

提は、誤った認識を正すことからはじめるべきであると思っております。

現在、政府において国・地方を通じた歳出・歳入の一体的検討がなされているが、その中で地方交付税は政府支出として位置づけられている。

これは、交付税原資としての国税が、一旦、国の一般会計に入れられた後、交付税特別会計に入ることになっているために、表面上は国の歳出であるという誤解を与えるものになると思います。

この様に、政府の議論は、表面的な会計論で進められているきらいがあります。

又、地方交付税の改革の議論が国民の目の届かないところで進められており、このことによって地方交付税が国民や住民から遠い存在になっています。

又、財務省は、地方交付税を「地方が地方税や地方債の賄いきれない部分を国が穴埋めする仕組」であるとか、「国から地方への仕送り」であるとかと、度々身勝手な喧伝をし、このことが一部報道を通じて国民に伝えられている面もあります。

地方交付税の原資は国税であるが、地方交付税の目的は申すまでもなく地方間の格差が拡大することを防ぎ、その上で、地域の個性を伸ばし選択可能性を担保する「機会平等」を保障するものである。

私は、このことをはっきりと国民にアピールすることが必要と思います。

その際、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能の必要性をどの様に明確に説明するかが重要な課題であります。

尚、交付税の算定においては、可能な限り個々の地方自治体の実情が反映されるような仕組みにすることが必要であり、又、透明化が必要であるが、簡素化のみを求めることには限界がある。

一部に、人口や面積だけで算定するという提案があるが、このことは地方行政の実態をみていない暴論である。

次に、地方交付税改革の入口として、地方財政計画は実態をもっと踏まえて策定すべきであるということを申し上げたいと思います。

私は、現在の地方財政計画の歳入・歳出が地方自治体の決算状況など実態を踏まえているか極めて疑問に思っております。

交付税を削減すべきであるという理由の１つに、計画と決算の乖離があげられているが、このことによって、地方自治体が使いまわしをしているという誤解を導き出すきっかけともなっています。

然しながら、この計画と決算の乖離ということは、そもそも地方財政計画の策定にあたって、これまで地方の実態を的確に反映させてこなかった政府の責任であるにも拘わらず、そのことをあたかも地方自治体の責任であるかのような言い回しはまったく当を得ない

ものであり適切ではない。

この際、地方交付税改革を筋の通ったものにするためにも、地方財政計画は地方自治体の納得のいく仕組みで作成されるべきであるということを申し上げたいと思う。

以上で私の意見の開陳を終わる。

○神野委員長

どうもありがとうございます。

では、青山委員。

○青山委員

こういう会議になるといいなと思うのは、やはり単一の価値観、論理だけで物を考えていくと、どんどんタコつぼに入りますから、やはりさまざまなアプローチで考えることの楽しさというか、わくわく感があるような気がしました。

いろいろな方たちの発言に、大変刺激を受けます。やはり人々は、どうして地方分権なのかということを、いつも繰り返し書いていくことは、とても大事なんだろうというふうに思います。私自身は、中央政府であれ地方政府であれ、人々の信託によって成り立っているんだというところを何度確認しても、し過ぎることはないんだというふうに思っていますので、このまとめていただいた中も、そういう理念が行間からわかるようになればいいなというふうに思います。

それは、やはりミクロとマクロと２つあって、ミクロについては、さっき工藤さんがおっしゃられたのがまさにそこのところで、分権改革のエネルギー、エンジンは、やはり現場の住民参加というか、政治参加がしっかりしていることがあると思います。言葉をかえれば、パブリックの「公」は、今まで長い間「官」のことだと思われていましたけれども、「公」は「官」のことではないんだという、そういう論理をしっかりつくる。

そうすると、ちょっとここにやはり欠けているなと思うのは、「自治体」に対して何度注文をしても、し過ぎることがないくらいに、やはり信頼されるような自治体機構をつくってほしいということです。それと、議会が今のままでいいなどと思っている人はほとんどいないわけですから、首長と議会の政治システム、そこに住民参加のシステム、ＮＰＯを下請に使わない仕組み、それを、1,800の自治体があれば1,800通りあるかもしれませんが、とにかくそれを１つずつやってほしい。それからやらなければ、この分権改革は支えられないという、そういうことを、もう少し強調できな

いかなと思います。

もう一つ、マクロの方は、これは堺屋先生がまさに、そこにぜひアドバイスいただきたいところなんですが、僭越に私が思うには、やはり内政システムの転換だと思います。日本が敗戦以後、高度成長期にやってきた方法を根本的に変えるんだということ。議院内閣制の日本の場合は、内閣法制局の解釈によれば、行政権は総理大臣ではなくて内閣にあって、その行政権というのは各省の大臣で分担管理されているというふうに言うわけですよね、内閣法制局は。それが、建設省だとか自治省だとか、要するにみんなばらばらに、その分担管理の原則でうまく機能させたから、多分、高度成長期はあれだけの成果ができたんだと思いますが、それがそっくりそのまま弊害が起きてしまったというのが、やはり90年代の強い反省、そこでよくわかったことなのではないのかなという気がするんですよね。

その方法が、１つは多分、さっき大森先生が心配されていましたけれども、分担管理の原則が持ってきた悪弊みたいなものを変える装置として、経済財政諮問会議ができたんでしょうし、もう一方は、やはり地方分権にして縦割りを変えていくということにあるのではないかと。だから、大きな日本の行政の仕組みの転換、内政の仕組みなんだということを、せっかく榊原先生、堺屋先生がお見えなので、そういう歴史観をもっての今までの日本の官僚機構のありようのことから説いてもいいのではないかなというふうに、今、聞きながら思いました。

大体そんなところです。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

一当たり、ご意見をお伺いした中で、またどうぞご自由に、まだ時間が残っておりますのでご発言いただいて。

榊原さん、お願いします。

○榊原委員

実は、これはいろいろな要素が入っているんですけれども、北川さんや堺屋さんがおっしゃっていることに私も賛成なんですけれども、ここで一番重要な項目というのは、地方行政会議の設置ですよね。これは、まさに国の形を変えるという今の話に結びつくわけですから、まずそこを重点的にこの提案の中に盛っていくべきではないかなというのが、私の１つ言いたいところですね。

それで、その財政会議の設置の中で最も重要なのは、やはり国庫補助負担金の原則廃止ですよね。これが、要するに霞が関の今のシステムを変えるということに、非常にラジカルにつながるわけですから、そこにやはり重点を置いて、北川さんが言ったようにギアをちょっと変えて、もう「三位一体」などというのはわかりませんから、大体、言葉が悪いですよ、「三位一体」などというのは。だから、それはやめて、要するに地方行政財政会議を設置して、基本的に国庫補助負担金を原則廃止すると。それはどういうことかというと、霞が関を変えるんだ、今の日本の行政システムを変えるんだと、こういうことだということをおっしゃって、むしろどちらかというと、地方交付税の話とか交付税の話は、背景に追いやってしまった方がいいと思います。これは重要ですよ、もちろん。ディテールが重要ではないというのではないですけれども、やはりどこかポイントをぽんと置いた方がいいですから、そういうことにして、当面は交付税とか地方税の議論をしても、それで大きな影響力を持つわけではありませんから、むしろやはり世論にアピールするという形で、地方行政財政改革をつくるんだと。

これは、経済財政諮問会議がどういう役割を果たしたかという評価はいろいろあるとは思います。いろいろあると思いますけれども、それと同じような仕組みを、地方と国ということについてつくるわけですね。これをまずつくろうではないか、それで霞が関の形を変えようではないかと、そういう提案にするのが、私は一番アピールするというふうに思われるんですが、あまりディテールに、この際は入らない方がいいと。ディテールはもちろん議論してもいいですし、もしあれなら付録か何かでおつけになってもいいですけれども、本文にはつけないぐらいの感じでやるのが一番、私は今の国民世論の状況にアピールするのではないかと。もう三位一体と言われても、地方税がどうだとか地方交付税と言われても、聞く耳を持たないですよ、ほとんど普通の国民は。これはもう霞が関の中だけの議論、あるいは霞が関と専門家だけの議論ということになりますから、私はやはり堺屋さんのおっしゃったように抜本的に、包装紙を変えるということだと思いますけれども、中身はいろいろ議論されて、その一つ一つに僕は反対だというわけではないんですけれども、そういう形で持っていった方がいい。それが、北川さんのおっしゃるギアチェンジということになるのではないかと思います。

○神野委員長

はい。

○堺屋委員

今、大森先生から、経済財政諮問会議のやり方が変わって云々というような話がありましたけれども、それはそうだと思うんですね。私らが経済財政諮問会議を立ち上げたときの感じと、今の感じというと、ちょっと後退しているんですね。今、非常に霞が関の中では、経済財政諮問会議が先に決めてという議論がありますけれども、そもそもあの橋本改革からずっと来た言葉で言うと、経済財政諮問会議は経済と財政に関する限りイーバンアーレスな（すべてに優先する）はずだったんですね。それが、税調と同資格になったりして、ちょっと不満なところがあるわけですが、そういうものとしてつくられているわけです。

一番の問題は、そういうものを相手にするより国会だとおっしゃった。これはまことにそのとおりなんです。けれども、国会というのはその背景にやはり世論があって、国民への訴えがないと、国会は動かないだろうと思うんですね。私どもが、例えばＮＰＯ法案とかＰＦＩ法案とかというのを独自に出して、官庁にいろいろ異論があったのを通せたのは、やはり議員立法でもできるというのは、国民的世論をつくったからなんですね。

だから、やはりこの地方分権というか、自治強化という問題は、地方の側から国民に訴える魅力がないといけないと思うんですね。いかにもこれは、いわば地上戦で塹壕戦をやっているような話なんですけれども、その前にやはり世論の空爆をやって、圧倒的な支持を得て、それから塹壕戦を展開するという方がいいので、塹壕戦ばかり見せられると、映画のクローズアップならいいんですけれども、世論のクローズアップというのは非常に嫌な感じがあるものですから、ぜひ最初に、今おっしゃったこの地方行財政会議とは一体何者であり、そこで何を議論して、どういう方向を出そうとしているのかということをまずばしっと出して、世論の目がそこにいくようにやはり考えるべきだと思うんですね。そうすると、地方自治体は千数百、2,000近くありますから格差はあるんですが、その地方の目覚めた人たちがねらっているのはこういうことだと。もちろん落第の自治体も、あるんですけれども、その先端的な部分ではこういうことを考えている。そして、切磋琢磨することによって、みんながよくなるんだと。国の官僚は、必ず地方自治体の一番悪い例を持ってくるし、地方自治体の方は一番

いいところを持ってくるんですが、自治体相互の競争によってよくなる仕掛けをつくるんだということをまず最初にきちんと出して、それゆえに地方交付税というのは国が出すのではなしに、地方の持っている固有の権利なんだという仕掛けをはっきりと出していく、これが説得をしないといけないと思うんですね。

やはり、ごく普通に見ていますと、細かい議論になると、どうも権限争議みたいに見えるものですから、まず世論を訴えて、そして国会に訴えられるという仕組み、そういう書き方を考えていただきたいと思いますね。

○神野委員長

重要なご意見で、つまり、これはまだ、お話ししましたように皆様のご意見をあらあらにまとめただけですので、これから素案を出すときに、今の榊原委員と堺屋委員のことを参考にしながらまとめていきたいというふうに思います。

○青山委員

その意見に私は賛成なんですが、地方交付税を塹壕の話にするには、ちょっともったいない。地方交付税制度というのは、それこそ日本の国のありようにかなりつながっている問題があると思うので、地方交付税とは本来どういうものだったのか、本来何だったのかということ、その機能は変えていいのかいけないのかということが合意できれば、そこのところをきちんと入れられればいいなと思うんです。

つまり、高度成長期のときに、どんどんいろいろなインフラをつくるときに地方交付税を使いまくってきましたよね、事業費補正だとか。それから、バブルのときの後の経済対策も、私はあんなに地方財政を出動させたことが大間違いだと思いますが、その反省も含める必要がある。今の地方交付税が悪いのは当たり前なんですが、地方交付税制度そのものが本来どういうものであったのに、それがどう変わってしまったのか、元へ戻すのかどうかということも、とても大切な根幹のような気がします。憲法構造からいって、日本は連邦制国家ではなくて、現状では単一主権国家なので、財政収入だけを調整するというふうな憲法構造になっているかどうか、かなり議論があるところだと思うんですよね。

やはり、どのまちでもちゃんとした自治ができると。東京もできるけれども、財政力の少ない山の中の町でもちゃんとした地方自治ができるという、その権限を日本国民だったらどこでも保障しようという意味にもとら

えられないわけでもないので、できればそこの理念を、交付税の持っている本来の機能のところを合意できれば、私はハイライトは行財政会議と交付税改革だというふうに思っているので、両輪ぐらいにしてもらいたいなという気がします。

○神野委員長

どうぞ。すみません。

○北川委員

それぞれの立脚は、少しは違うんですが、この委員会のあり方ですよね。実は、私も最初、ちらっと一遍意見を出して、様子をうかがったんですが、引っ込めたんですが、ここの委員会が、本当に大森先生の言われる国会に対してということならば、こういう委員会のあり方で、私は今どういう運動をしているかというと、秋の総裁選挙、民主党の党首選挙に、マニフェストに分権とか環境とかを入れろという運動を物すごくしているわけですね。そして、この次の来年の参議院選挙、次の総選挙にも、やはりここまで大分意見が拡散してきたから、ぜひそういうふうな言い方を、ここへ分権社会の実現に向けた具体的手法ということについては、政党こそ頑張るんだ、国会マターなんだと。だから、断固そこで明確に自分たちが国民に約束する運動すべきだと、これが地方六団体の決意だというようなことを我々の委員会でまとまるものならやって、そしてインパクトを与えていくと、私などは明日、何とかの委員会に呼ばれて、一応、言うことは言ってやろうと思うんですが、従来の下請機関のような、何かそんなイメージもなきにしもあらずで、こういう暴れ馬が大分そろってきたら── この４人なんか本当におもしろいと思うんですけれども、一丁しでかしたらどうですか。そういう感じが、やはり今まであまりにも国に準じてお願いするというようなイメージがあって、何かお願い、お願いというようなことではなしに、断固こうあるべきだと。

例えば、今の分権論で、官から民へとか、中央から地方への一番抜けている点は、財源論ばかりなのですよね。本来のあるべき民主主義論というのが欠落しているところに大問題があると、自治体の責任者がやったものについては本当にそう思うわけですよ。だから、そういう議論を高らかに掲げて、政党よ頑張れと、断固やれというようなことを、ちょっと皆さんの声に押されて言う機会を与えていただいたなと思うので、これは却下していただいてもよろしいですが、それぐらいの迫力を持たないと、せっか

くここへ寄ってきた意味がどうかなというのも、ちょっと申し添えます。
○堺屋委員
　再三、各委員からのまとめということを言っておられますけれども、私は憲法議論を出したと思うんですね。これは、抜かしてもらっては困ると思うんです。今度、憲法改正があるとすれば、断固として地方自治ということを、日本は連邦制にはなりませんけれども、連邦制と単一国家制の第３の道ということを提起として、それは、なるかならぬかわかりませんけれども、第９条だけが問題なのではなくて、均衡議論というのはいろいろなところに波及します。そういうときに、１つやはりこれは提起として出しておけば、なるかならぬかは別として、意識として、今、北川さんのおっしゃる、それで政党もまたそういう議論になると、ちょっとそういうことも、大きな議論として考えてもらいたいと思います。
○山出全国市長会会長
　私は、分権というようなことについては、もう全く楽観していませんで、どちらかといえば悲観論であるかもしれません。ということは、戦後60年、私は分権の試されているのは、３回目の今だなと思っておるんです。シャウプ勧告は、不発に終わりました。1970年代の革新自治体、あれもだめだったわけで、そうすると、私は今しかないなと。それも、一昨年、小泉総理が自治体に対して補助金改革の案を持っていらっしゃいと言ったからここまで来たのであって、あれがなかったらだめだったなという思いもあります。時間がなかったものですから、そもそも論ができなかった。国と地方の役割はどうだとか、そういうことができませんで、最初から補助金の議論に入りましたから、そこが事柄を大変わかりにくくしたなと、こんな反省を私は強く持っています。
　ですから、今しかありませんので、ここまで来たんですから、志は高く持たなければなりませんけれども、しかし、究極は国と地方のせめぎ合い、戦いだというふうに僕は思っていまして、そういうものを一体どうやって担保していくかと、それが法律であり、行財政会議であろうなと、こう思っていまして、ぜひそれをきちっとやらないと、また３回目の失敗ということになりかねない。私は、そういう意味で大変危機感を持っておる、こう申し上げておきます。
○神野委員長
　まとめ方その他、今もう既に、つまり次の本委員会の方には素案をご議

論していただかなくてはいけないわけで、それについていろいろご意見をいただいているわけですが、何かございましたらどうぞ。

小西委員。

○小西委員

私は、ほかのところで議論していまして、仮に道州制というのが実現したとすれば、今提起されているような改革の問題というのは、そこでほぼクリアされるんですね。ただ、来年それが成功する、実現するというものではないので、そこで今、2006年６月の時点でどういう提言をするかということで議論しているわけですけれども、今日、一連の議論を伺っていまして、仮に道州制が実現するとすれば、今とはこんなに違う制度になるよという絵は、多分かけるのだろうと思います。そのもとではこういう形になっていますと。それをかいた上で、でも今、現に道州制は実現していないので、そこへ近づけていくために、一番最初に、一番重要なことは何でしょうかというところで論を起こしていくと、地方行財政委員会でしたか、そこが多分、核になるのではないか、そこがあることによって、道州制に先がつなげていくという。本来、道州制に、いつ、どんな形でいくべきかというのは、これはかなり議論があるところだと思うんですが、そこはあまり議論しなくていいのではないかと思うんですね。分権が完成した姿として道州制があって、そのもとではこうなっていて、今とはこんなに違うのは、与えられた要件が違うからで、今と理念型との間をつなぐものとして、これが当面やるべきことだよという、そういう組み立てかなというふうに思いました。

○神野委員長

ほかに。

坪井委員、どうぞ。

○坪井委員

大きなビジョンとか、あるべき姿というものをかくということが大事であることは、私も理解できるのですけれども、今、小西先生がおっしゃったみたいな道州制になるとこうなるよ、みたいな論議をしてしまうと、また若干、私は違うのではないかなという気がしてしまうので、堺屋先生のおっしゃった憲法改正とかという大きな流れの中で、そのときに我々はこう考えますというのがあってもいいのだろうと思うんですけれども、もう少し今の国会が対応することを考えると、今の国会は道州制をどうしよう

と、特区法案をつくろうとはしていますけれども、国会がすぐに道州制に動くとか、憲法改正についてぽんぽんと行くという動きにあるとは私は思っていないので、もう少し平場の行財政会議とか推進法制定という、普通というか明日の国会、それこそさっき北川先生がおっしゃった秋の総裁選なり、来年の参院選なりのマニフェスト、公約に書けるような話を、すとんと一番最初に私は置けばいいのではないかなと。そうすることが、わかりやすさの一歩なのではないかと思います。

○北川委員

私は、市長会の会長さんの考え方で、１つは、シャウプ勧告であるとか、あるいは各地の自治体の70年代のああいう動きと違うことは、多くの先人の努力によって、いわゆる衆参の93年の地方分権推進の決議、さらに95年の推進法、99年の一括法、それで三位一体という、そういう初めて法的に、あるいは財源的にも、不十分だとはいえ、担保され始めているから、今、すごくいいチャンスだというところがありますね。それと、もう一つは、「ニア・イズ・ベスト」の考え方なり、サブシティアリティのあれで、世界の趨勢でも私は実はあると思っているんですね。だから、むしろ悲観論ではなしに、この際頑張ろうよということが１つなんです。

悲観するとすれば、ややもすると、やはり現実の行政を持っていらっしゃる首長の皆さん方や議会、二元代表制も取り上げていきたいと思いますが、ここらの腰折れが、現実厳しいですから、弱まるところが心配しているわけです。それは、やりたくないいろいろな地方の皆さん方のいわゆる分離作戦でやられるというようなことを、我々のこの提言によって、逆に言うと担保して鼓舞するというか、そういう意味合いと、やれば必ず１つや２つは絶対とるぞということで、今まで段階を踏んできていますから、私は段階論もとるんです。

したがって、悲観というようなことではなしに、今こそ絶対チャンスだという立場で申し上げているし、いけるのではないかと。だから、攻め方によって、住民の皆さんに対しても、いわゆるバイ・ザ・ピープルというお上意識を排除した、ご自分たちの手でやれるチャンスですよというのをいかに証明できるかという国民運動に発展させる努力が、この会議でも、ある意味ではそういう提言があっていいんだろうという意味で申し上げたと、こういうことでございます。

○神野委員長

ありがとうございます。

あと、いかがでしょう。

それでは、次の本会議に、一応の素案を出したいと思います。今、ご意見をいろいろいただきましたことを踏まえて素案を出したいと思いますので、ちょっと時間も不十分だったこともありますし、私の方からも具体的に、榊原先生の意見なども十分考えて、あと役割その他をどうするかも含めて、ご著書を読んでおりますので間々あれだけれども、それから工藤委員のことなどを含めて、私の方からもちょっとお伺いしたいこともありますので、それを含めてなんですが、大変恐縮ですが、いずれにしても、こちらからお伺いしていくことを含めてなんですが、４月５日水曜日までに資料１、２に対するご意見をいただいて、そして今の素案はこんなふうに出しておくべきではないかというようなご意見もいただいた上で、それをもとにしながら、全くのあらあらの素案を次の本委員会に、小委員会として議論した上で出したいというふうに考えておりますので、ちょっとご無理を言います。こちらからも、私の方の要請でお伺いに事務局の方が参るかと思いますが、ご協力いただいて、時間の不足を補いたいと思います。それでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○神野委員長

それでは、本日予定しておりました議事は以上のとおりでありますので、事務局の方から何かございましたら。

○事務局

今、神野委員長の方からお願いいたしました件につきましては、改めて事務局の方から連絡を重ねてさせていただきます。

なお、次回は、４月１７日の午後３時からでございますので、お願いいたします。

以上です。

○神野委員長

では、お忙しい中、どうもありがとうございました。本当に、ご協力、感謝いたします。

―以　上―